

諫早市告示第 62 号

諫早市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程（平成29年告示第18号。以下「実施規程」という。）第4条の規定に基づき、第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を次のとおり定め、令和7年5月1日から適用し、第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（令和6年告示第104号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

令和7年4月22日

諫早市長 大久保 潔 重

- (1) 第1号事業に要する費用の額は、単価10円に別表第1号事業支給費単位数表（以下「第1号事業支給費単位数表」という。）に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- (2) 前号の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- (3) 実施規程第5条第4項の市長が別に定める費用の額は、次のア及びイの合計額とする。
 - ア 第1号事業支給費単位数表の1訪問型サービス費のアからイまでの注7から注9まで並びにカ及びキの規定による加算に係る費用の額
 - イ 第1号事業支給費単位数表の2通所サービス費のアからウまでの注5並びにサ、ソ及びタの規定による加算に係る費用の額
- (4) 旧告示により市長に届け出た事項は、この告示により届け出たものとみなす。

別表

第1号事業支給費単位数表

1 訪問型サービス費

ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- (1) 訪問サービス費（I） 1週に1回程度の場合

1, 176 単位

(2) 訪問サービス費 (Ⅱ) 1 週に 2 回程度の場合

2, 349 単位

(3) 訪問サービス費 (Ⅲ) 1 週に 2 回を超える程度の場合

3, 727 単位

イ 1 月当たりの回数を定める場合 (1 回につき)

(1) 訪問サービス費 (短時間サービス)

短時間の身体介護が中心である場合 163 単位

注 1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所 (諫早市介護予防・日常生活支援総合事業指定訪問サービスの人員、設備、運営等に関する基準を定める規程 (平成 29 年告示第 19 号。以下「訪問サービス基準」という。) 第 5 条の指定訪問サービス事業所をいう。以下同じ。) の訪問介護員等 (訪問サービス基準第 2 条第 1 号の訪問介護員等をいう。以下同じ。) が、指定相当訪問型サービス (訪問サービス基準第 3 条に規定する指定訪問サービスをいう。以下同じ。) を行った場合に、介護予防サービス計画 (指定相当訪問型サービス等基準第 14 条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。) に位置付けられた標準的な回数又は内容でそれぞれ所定単位を算定する (生活援助従事者研修の修了者である訪問介護員等が身体介護に従事した場合を除く。))。

ア 訪問サービス費 (Ⅰ) 介護予防ケアプラン (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 8 条の 2 第 16 項の介護予防サービス計画又は介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 62 の 5 第 3 項の計画をいう。以下同じ。) において 1 週に 1 回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた者

イ 訪問サービス費 (Ⅱ) 介護予防ケアプランにおいて 1 週に 2 回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた者

ウ 訪問サービス費 (Ⅲ) 介護予防ケアプランにおいてイ

に掲げる回数の程度を超える指定相当訪問型サービスが必要とされた者（実施規程第5条第2項の事業対象者又は法第53条第1項の居宅要支援被保険者であり、かつ、法第7条第2項の要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者（以下「事業対象者又は要支援2の者」という。）に限る。）

エ 訪問サービス費（短時間サービス） 介護予防ケアプランにおいて20分未満の指定相当訪問型サービスが必要とされた者

注2 イについては、1月につき、イ（1）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 イ（1）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注4 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。）第129の6号の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 基準告示第129の7号を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までは適用しない。

注6 アからイまでについて、指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建

物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物に居住する利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定する。ただし、指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の８８に相当する単位数を算定する。

注７ アからイまでについて、厚生労働大臣が定める地域（平成２４年厚生労働省告示第１２０号）第１号から第６号までに規定する地域に所在する指定相当訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、特別地域訪問サービス加算として、１月につき所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注８ アからイまでについて、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年厚生労働省告示第８３号。以下「中山間地告示」という。）第１号に定める地域に所在し、かつ、１月当たり実利用者数が５人以下の指定相当訪問型サービス

事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 アからイまでについて、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地告示第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（訪問サービス基準第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問サービス費は、算定しない。

注11 アについて、利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問サービス費は、算定しない。

ウ 初回加算 200単位

注 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に個別サービス計画（訪問）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサ

ービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

エ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画（訪問）を作成し、当該個別サービス計画（訪問）に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、

指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画（訪問）を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画（訪問）に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

オ 口腔連携強化加算 50単位

注 基準告示第129の9号に適合しているものをして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し老健局長が定める様式による届け出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加

算する。

カ 介護職員等処遇改善加算

注 1 基準告示第 130 号の基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)から(4)までのいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の 1000 分の 224 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからオまでにより算定した単位数の 1000 分の 182 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからオまでにより算定した単位数の 1000 分の 145 に相当する単位数

注 2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、基準告示第 130 号の基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれからの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） アからオまでにより算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数

- (2) 介護職員等処遇改善加算（V）（2） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（V）（3） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（V）（4） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（V）（5） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（V）（6） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（V）（7） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（V）（8） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（V）（9） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（V）（10） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（V）（11） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） アからオまでに
より算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

注3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）附則第3条第2項の規定により、同告示第59条の規定による改正前の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表の規定に基づき、単位数表の訪問型サービス費のへを令和6年5月31日において、現に算定しており、かつ、同基準別表単位数表の訪問型サービス費のチ（以下介護職員等ベースアップ等支援加算という。）を算定していない事業所は、令和8年3月31日までの間において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、当該事業所が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

2 通所型サービス費

ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（1）通所型サービス費（Ⅰ） 1, 798単位

（2）通所型サービス費（Ⅱ） 3, 621単位

イ 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス） 次の表のとおりとする。

利用回数が 1 月に 4 回までのとき	1 回につき	3 0 5 単位
利用回数が 1 月に 4 回を超えるとき	1 月につき	1 , 2 5 9 単位

ウ 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス） 次の表のとおりとする。

利用回数が 1 月に 8 回までのとき	1 回につき	3 1 3 単位
利用回数が 1 月に 8 回を超えるとき	1 月につき	2 , 5 3 5 単位

注 1 諫早市介護予防・日常生活支援総合事業指定通所サービスの人員、設備、運営等に関する基準を定める規程（平成 29 年告示第 20 号。以下「通所サービス基準」という。）第 5 条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所（同条の指定通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービス（通所サービス基準第 3 条に規定する指定通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が通所サービス基準第 24 条第 4 号の利用定員を超える場合又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所サービス基準第 5 条に定める員数に満たない場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定する。

ア 通所サービス費（Ⅰ） 介護予防ケアプランにおいて 1 週に 1 回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者

イ 通所サービス費（Ⅱ） 介護予防ケアプランにおいて 1 週に 2 回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者（事業対象者又は要支援 2 の者に限る。）

ウ 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス） 介護予防ケアプランにおいて 1 週に 1 回程度の 1 時間以上 3 時間未満の

指定相当通所型サービスが必要とされた者

エ 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス） 介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の1時間以上3時間未満の指定相当通所型サービスが必要とされた者（事業対象者又は要支援2の者に限る。）

注2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはア（1）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはア（1）又は（2）に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 基準第131の3号を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 基準第131の4号を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を作成している場合は令和7年3月31日までは適用しない。

注5 アからウまでについて、指定相当通所型サービス事業所の通所サービス従業者（通所サービス基準第5条に規定する通所サービス従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地告示第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所サービス基準第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護

予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所サービス費は、算定しない。

注 7 アについて、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 8 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービス（短時間サービスを除く。）を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア ア（1）を算定している場合（1月につき） 3 7 6
単位

イ ア（2）を算定している場合（1月につき） 7 5 2
単位

ウ イ又はウを算定している場合（1月につき） 9 4
単位

注 9 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 4 7 単位（ア（1）を算定している場合は 1 月につき 3 7 6 単位を、ア（2）を算定している場合は 1 月につき 7 5 2 単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注 8 を算定している場合はこの限りでない。

オ 生活機能向上グループ活動加算 1 0 0 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定相当通所型サービス事業所の通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画（通所）（通所サービス基準第39条第2号に規定する個別サービス計画（通所）をいう。以下同じ。）を作成していること。
- (2) 個別サービス計画（通所）の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

カ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単

位数を加算する。

キ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（ケの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要なに応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 基準告示第18号の2の基準に適合している指定相当通所型サービス事業所であること

ク 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、

1 月につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能^{えん}及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 基準告示第19号の基準に適合している指定相当通所型サービス事業所であること。

ケ 口腔機能向上加算

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

注 基準告示第108号の基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能^{えん}に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びサにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

コ 一体的サービス提供加算 480単位

注 基準告示第133号の基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをい

ずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。
ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

サ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（基準告示第23号イの基準に適合する場合）

- (i) 通所サービス費（Ⅰ）を算定する場合 88単位
- (ii) 通所サービス費（Ⅱ）を算定する場合 176単位
- (iii) 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス）を算定する場合 88単位
- (iv) 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス）を算定する場合 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（基準告示第23号ロの基準に適合する場合）

- (i) 通所サービス費（Ⅰ）を算定する場合 72単位
- (ii) 通所サービス費（Ⅱ）を算定する場合 144単位
- (iii) 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス）を算定する場合 72単位
- (iv) 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス）を算定する場合 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（基準告示第23号ハの基準に適合する場合）

- (i) 通所サービス費（Ⅰ）を算定する場合 24単位
- (ii) 通所サービス費（Ⅱ）を算定する場合 48単位
- (iii) 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス）を算定する場合 24単位
- (iv) 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス）を算定する場合 48単位

注 基準告示第23号に適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し

指定相当通所型サービスを行った場合は、(1)から(3)までに掲げる区分に従い、1月につき(1)から(3)までのいずれかに掲げる所定単位数を加算する。

シ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注 基準告示第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ス 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

注 基準告示第19号の2に適合する指定相当通所型サービス事業所の通所サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、当該基準に掲げる区分に応じ、1回につき(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

セ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長

に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 利用者ごとのA D L 値（A D L の評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて個別サービス計画（通所）を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定相当通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ソ 介護職員等処遇改善加算

注1 基準告示第136号の基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)から(4)までのいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからセまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからセまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからセまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） アからセまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、基準告示第136号の基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものと

して、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれからの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の８１に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の７９に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の７４に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の６５に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の５６に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の６９に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１） アからセまでにより算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２） アからセまでにより

算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） アからセまでにより
算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） アからセまでにより
算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

注3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）附則第3条第2項の規定により、同告示第59条の規定による改正前の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表の規定に基づき、単位数表の通所型サービス費のヲを令和6年5月31日において、現に算定しており、かつ、同基準別表単位数表の通所型サービス費のヨ（以下介護職員等ベースアップ等支援加算という。）を算定していない事業所は、令和8年3月31日までの間において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、当該事業所が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。